平成２６年（フ）第３２６号
愛知県一宮市千秋町加茂字新出東11番地１
アイギハイツ101号
破産者　木村大成こと　李　　大成
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
愛知県稲沢市祖父江町祖父江松山272番地１
破産者　石田　貴子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２４９号
愛知県西尾市徳次町殿屋敷35番地
破産者　木村　優子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
愛知県豊田市平芝町４丁目39番地47
破産者　正木　　健
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
愛知県安城市東栄町５丁目10番地４　セシールＡ－201
破産者　小坂　行正
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
大津市木の岡町41番19号
破産者　奥谷　昌之
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６６０号
京都市下京区油小路通四条下る石井筒町529番地　ティファール201
破産者　安田　守男
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８５号
京都市西京区嵐山内田町32番地　ブエナビスタ嵐山402
破産者　井上　昌子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９２号
京都府京田辺市大住関屋36番地60
破産者　バイクショップＬＢこと　山本　仁光（旧姓岡本）
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
兵庫県宝塚市仁川台275番地の２
破産者　清水　　弘
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４６号
兵庫県尼崎市名神町２－９－18ファミーユ池田201号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市長洲東通１丁目４番９号
破産者　濱　　正年
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４７号
兵庫県尼崎市杭瀬本町１－６－２青木マンション306号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市長洲東通１丁目４番９号
破産者　濱　　公二
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７４号
兵庫県尼崎市猪名寺２丁目６番12―701号、前住所兵庫県尼崎市東園田町６丁目49番地の８
破産者　駒田　光子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７６号
大阪府茨木市鮎川３丁目７番10号
破産者　駒田　愼司
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６８８号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番32号
破産者　中園　晴夫
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―663号、前住所大阪府八尾市竹渕西２丁目11番地の18
破産者　石原　淳子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６号
山口県阿武郡阿武町大字奈古2680番地
破産者　大野　史子
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第３２号
山口県下関市稗田西町７番10号、前住所山口県下関市秋根本町２丁目７番18号
破産者　吉松　邦夫
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
山口県下関市楠乃５丁目６番22号
破産者　泰新ペイントこと　大山　泰司
１　決定年月日　平成27年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係